

赤

☆

三

月刊

No. 3
3月2001年(通巻345号)

本号300円(毎月1日発行)

年間購読料 1部 3000円(送料別)

(送料) 密封1000円 開封800円

THE SEKISEI (RED STAR/ROTE STERN)

編集 共産主義者同盟 (DER BUND DER KOMMUNISTEN)

発行所 蜂起社 東京都江東区大島3-9-25/TEL 03-5626-8262

(関西支社) 大阪市北区菅原町10-10 岸本ビル/TEL 06-6357-6975

発行人 南 安明 <振替> 00120-2-1512 蜂起社・南安明

紙面内容

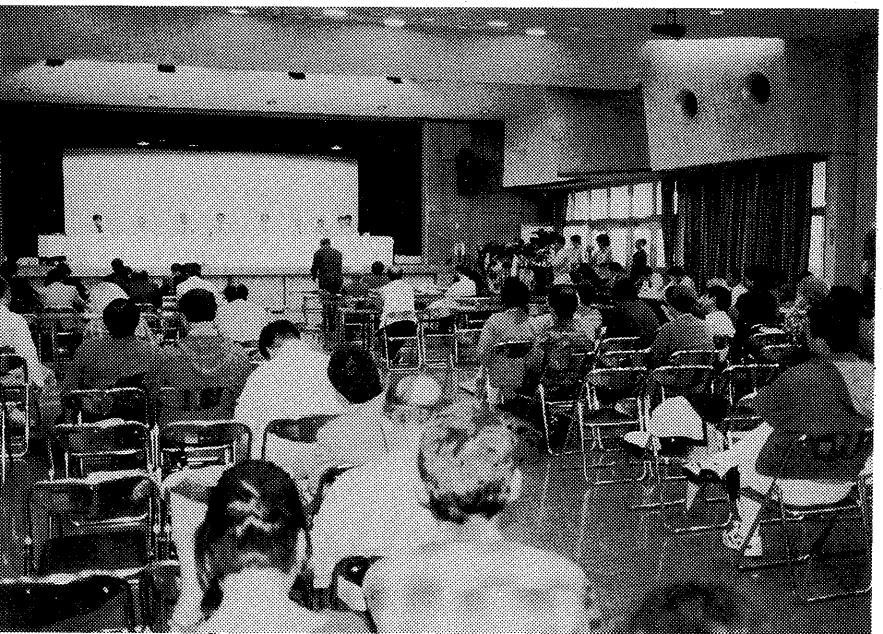
1 ブントの新生・再建へ

沖縄公開審理闘争

2 沖縄民衆の怒りと新たな同化主義

3 韓国労働運動/三里塚

4 排除許さぬ野宿労働者

希望の
赤い星

2・23沖縄読谷村「象のオリ」をめぐる公開審理闘争

知花昌一氏ら反戦地主と連帯し
沖縄米軍用地強制使用阻止へ!

二月二十三日、沖縄の読

谷村総合福祉センターで米

軍楚辺通信所(通称・象の

オリ)

をあぐる強制使用手

続き、県収用委員会の第

二回の公開審理が開かれ、

契約拒否する知花昌一さ

(読谷村議)

の反戦地主

南波藏豊

と反対の防衛施設局に対

側から那覇防衛施設局に對

する怒りの追及(求説明)

が行われた。

三月末に期限切れを迎

える「象のオリ」と牧港補給

地区的知花さん、古波藏豊

は事実上、米軍の通信施設

をめぐる強制使

用との闘いは、「象のオリ

の象のオリ」をめぐる公開審理闘争

に入った。

三月末の使用期限内の裁

決はほぼ不可能となつたが

た。

この日、一月十七日に引

き続く第二回目の公開審理

二ヶ月間の強制使用申請期

間に(二〇〇五年五月まで)

の根拠が審理の焦点にな

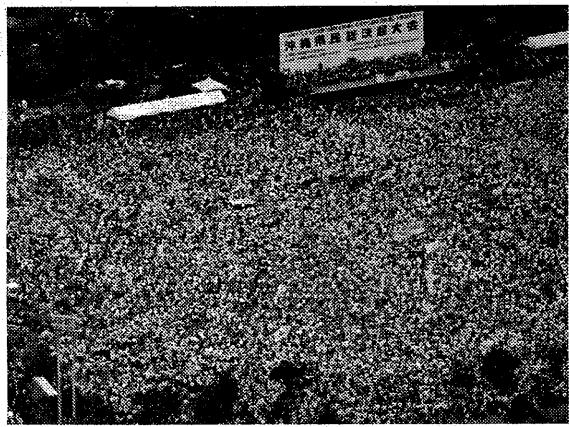
る。

この日、一月十七日に引

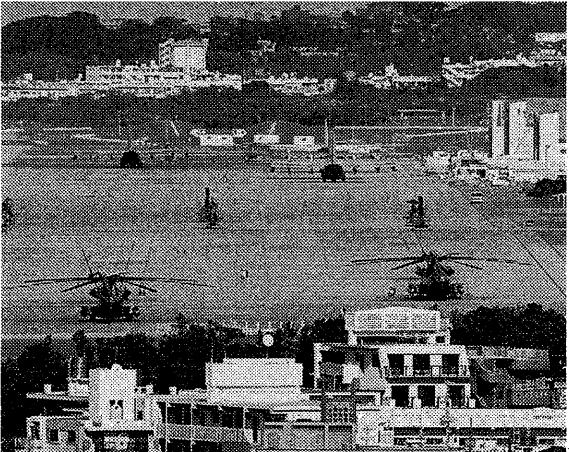
き続く第二回目の公開審理

二ヶ月間の強制使用申請期

間に(二〇〇五年五月まで)



95年10・21. 八万五千人が結集した米兵暴行事件糾弾の集会



沖縄宜野湾市のまん中に
広がる米軍普天間飛行場

沖縄の民衆意識と 軍事基地への怒り

本稿は「沖縄問題」とは日本帝国主義によつて
国内植民地とされ底辺部に組み敷かれた（一九七二年）
に再併合された。沖縄が、日米安保軍事同盟の矛盾
基地の重圧という形で集中して背負わされている現状
からの脱却を求めてゐる問題であり、まさに日本（マト）
にとつて、それは「内なる植民地問題・南北問題」
題に他ならぬことを明らかにする。

「苦難の歴史」に培われ、反基地闘争によつて研
澄まされてきた沖縄民衆の怒りと結びつき、連帶する
ことによつて、我々は初めて、日米安保の矛盾と日本
の政治の歪みを正し、社会を根底的（ラディカル）に
変革する展望を獲得していくことが出来るのである。

安保に抗う沖縄民衆の怒りと 基地容認する新たな同化主義

植

渡

日米安保支える
新たな同化主義

日本政府は、いつ噴き出すかも知れない怒りのマグマを鎮めないことに日米安保を維持できないのだ。

のである。

10.000-15.000 m²

同化主義の怒りと懲渡

て日本資本主義の底辺部に「国内植民地」として強制的に併合されて以降の日本（ヤマト）の差別と抑圧、同化と委民化にさいされ犠牲を背負わされてきた沖縄の「苦難の歴史（近現代史）」そのものであり、差別され抑圧されることによって培われ、同化（日本化）にさらされ翻弄されながらも受け継がれてきた特質（独立性）である。

日本（ヤマト）によって差別され虐げられてきた歴史を持つ沖縄人（ウチナー）が、日本人（ヤマトンチュ）との相違・自己の特質（独立性）を自覚するようになるのは自然の感情であろう。

アイデンティティーは、差別され抑圧された者や少数民族（マイノリティ）であるほど、強く意識されるものである。

もちろん、アイデンティティーが、少数者のそれであれ多数者のそれであれ民族的な優劣を強調する政治的な手段に転化されると、物語つているとおりだ。だが反面、差別され虐げに見られるように、雄弁には、日本（ヤマト）によつて「捨て石」にされた沖縄の民衆意識の中に、物語ついているとおりだ。

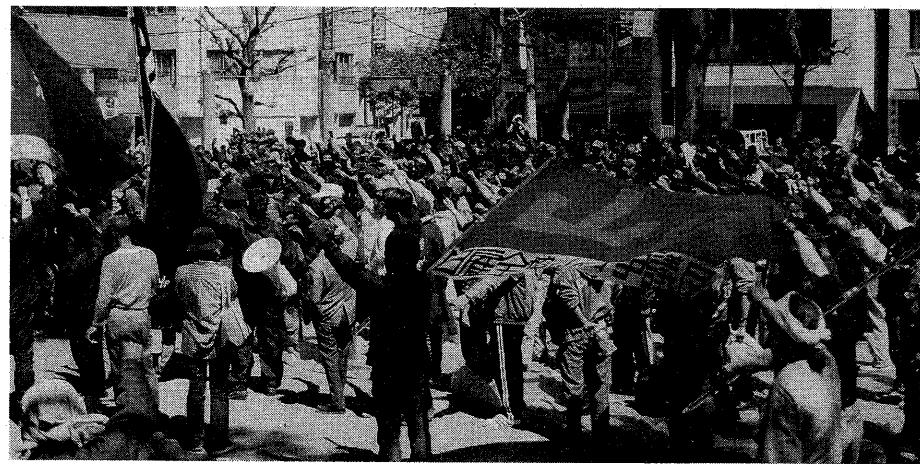
②沖縄の民衆意識の奥底には、日本（ヤマト）によつて「捨て石」にされた沖縄の民衆の独立心が沖縄の民衆の自決権を取り戻し、日本の從属から脱却しようと奮闘している。しかし、それが惨な「過去の記憶」がいだに根強くあり、それが繩の民衆の中に「命（ぬちじゅう）の宝」（命こそ宝）のを育んできたのである。

まさに家族の中に犠牲がない人はいないと言えるほど実に住民の四人一人、十五万人以上の尊い命が奪われた沖縄戦は、沖縄民衆のものを考える原になつていて、「平良修」になつていている。

られた者が抱く必然的な感情を單に「被害者意識」や「空虚感（コンプレックス）」として捉える見方は、余りにも短絡的であり、被差別者への蔑視・同化主義に対する無批判・無自覚を露呈していくと言わねばならない。

特に日本同化思想のバッカボーンである「日琉同祖論」（「沖縄人も日本人」）に立つて一八七九年の「琉球処分」を侵略・併合ではなく「上からの民族統一」と見なす日本共産党や革マル派の見方は「沖縄問題」の側から差別を正当化し同化を肯定するものである。

沖縄に対する日本政府の差別政策と同化主義の問題を考へる時、我々は、沖縄の民衆意識に内在する力、沖縄人のアイデンティティーが、生み出す要素を、すなはち、差別されてきた者同士が苦しみを共有し怒りを分かち合うという連帯感・結び付きを生むモーメントとなりつるものとして、積極的に評価すべきである。



昨年5・1メーデーを闘う600名の日雇・野宿労働者（新宿）

**排除反対を運動の大前提に
野宿者運動の展望を切り垢こう**

二世紀最初の年、全国各地の野宿労働者運動は行政の政策にいかなる立場を取り、どんな運動方針を立てておるかにおいて大きな分岐を迎える。

ここでは改めて、行政施策の性格を検証し全国的にますます分岐を深める野宿労働者の運動の主体のあり様

を問う提起をしたい。このことは、底辺・下層労働者との連帯運動を培つてきました我々自身の運動の中身を問い合わせ、真に労働者階級の未来を切り拓くために求められていることを鮮明にすること。これまでの地平だという意識を躍躍のバネ

にする事である。

目先の対策の善し悪しだけを議論するのではなく、そこから逆算して運動の目標を定めていく先見性をもつた観点こそが、今求められているのではないか。

大阪ではかかる状況下、

「強制排除反対は全てに優

れた結果」その他の立場

を導き出す成果を得し

た。昨年十月二十一日の反

対大阪市当局交での「強

制排除をしない」旨の言質

を議論が上げられ、「強制排

除の事態になつたら全國か

ら長居公園に結集しよう」

とされた上野公園一角で相

次いで強制排除の攻撃が仕

下層労働者の連帯を！

草野 効

（3）政治的な思

いのでは当然であろう。

しかしながら、現在の運動主体が「反対・粉碎」を掲げたところで、その実

効性はほとんどないこともまた肝に銘じねばならない。

ここで我々は八〇年代に大井收容所の開設に対し

て規定期に成り立つた運動が開始されて早十年も

の歳月が経て、問答無用の

強制排除をさせないだけの運動が開始された。

五月に政府の「ホームレス問題連絡会議」が打ち出

した「三分類処遇」が事業の骨格をなしているのだ。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

上生活者対策について」と

題して、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

しかしながら、現在の運動主体が「反対・粉碎」を掲げたところで、その実

効性はほとんどないこともまた肝に銘じねばならない。

ここで我々は八〇年代に大井收容所の開設に対し

て規定期に成り立つた運動が開始されて早十年も

の歳月が経て、問答無用の

強制排除をさせないだけの運動が開始された。

五月に政府の「ホームレス問題連絡会議」が打ち出

した「三分類処遇」が事業の骨格をなしているのだ。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

しかしながら、現在の運動主体が「反対・粉碎」を掲げたところで、その実

効性はほとんどないこともまた肝に銘じねばならない。

ここで我々は八〇年代に大井收容所の開設に対し

て規定期に成り立つた運動が開始されて早十年も

の歳月が経て、問答無用の

強制排除をさせないだけの運動が開始された。

五月に政府の「ホームレス問題連絡会議」が打ち出

した「三分類処遇」が事業の骨格をなしているのだ。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

しかしながら、現在の運動主体が「反対・粉碎」を掲げたところで、その実

効性はほとんどないこともまた肝に銘じねばならない。

ここで我々は八〇年代に大井收容所の開設に対し

て規定期に成り立つた運動が開始されて早十年も

の歳月が経て、問答無用の

強制排除をさせないだけの運動が開始された。

五月に政府の「ホームレス問題連絡会議」が打ち出

した「三分類処遇」が事業の骨格をなしているのだ。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と記され、

まさに「路上生活者の3つ

のタイプ」として政府の出

すが、このままでは到底できな

いのは当然である。

東京都福祉局が公表して

いる資料には、「今後の路

線として、「大半はいわゆる

『急行者』ではなく社会復

帰を望んでいる」と